

山梨県がん対策推進条例（仮称）素案

山梨県は富士山や南アルプス、ハヶ岳などの霊峰に守られ、雄大で豊富な自然環境に恵まれている。このように恵まれた環境にある本県においても、がんは、昭和58（1983）年に死因の第1位となって以後がんによる死亡者数は増加を続け、平成21年（2007年）の総死亡者数8,586人のうち、がんによる死亡者は2,327人で死亡者全体の約3分の1を占めている。平成20年（2008年）のがん登録の結果では、罹患数の順位は男性では胃、大腸、肺、前立腺、肝及び肝内胆管が、女性では乳房、大腸、胃、肺、子宮、肝及び肝内胆管が上位の罹患部位となっている。全国に比べて、男性は「大腸」「肝及び肝内胆管」「前立腺」「甲状腺」が高い傾向にあり、女性は「乳房」「甲状腺」「肝及び肝内胆管」「子宮体部」が高い傾向にある。

このような状況を踏まえ、県民にとって必要ながん対策を推進し、すべての県民に最適かつ最善ながん医療を提供し、がんであっても暮らしやすさ日本一の山梨県となることを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の要因であり、その対策が県民の生命及び健康や日常生活にとって重大な課題となっている現状に鑑み、がん対策基本法（平成18年法律第98号）の趣旨を踏まえ、がん対策に関し、県、市町村、保健医療関係者及び県民の責務を明らかにし、がんの予防及び早期発見に資するとともに科学的な知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を提供する体制の整備を促進することにより、総合的ながん対策を県民とともに推進することを目的とする。

（県の責務）

第2条 県は、国、市町村、医療機関、医療関係団体、教育委員会、がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体と連携を図りつつ、がん対策基本法第11条第1項の規定により県が策定するがん対策推進計画に従い、本県の実情に応じた施策を実施する責務を有する。

2 県は、がん対策を推進する上において、報道機関等との連携により、企業を含めた社会への啓発を積極的に行い、がんを知り、がんに向き合い、がんには負けない社会の構築に努めるものとする。

（市町村の責務）

第3条 市町村は、県及び保健医療関係者その他の関係者と連携し、がんの予防及び早期発見に向けた施策の推進、がん患者等の生活の質の維持向上に努めるものとする。

（保健医療関係者の責務）

第4条 がんの予防及び早期発見の推進やがん医療に携わる保健医療関係者は、本県及び市町村のがん対策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、喫煙、食生活、飲酒、運動などの生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに対する正しい知識を学び、がんの予防に努めるとともに、定期的に科学的根拠に基づいた推奨されるがん検診を受けるよう努めなければならない。

(がん情報の収集と提供および教育)

第6条 県は、がんの罹患、死亡等、がん対策に資する情報を収集し、分析するための取組等必要な施策を講じ、積極的に県民に提供するものとする。

2 県は、県民に対して、がんの予防及び早期発見、がん医療に関する様々な情報及びがん登録の情報等を適切に提供し、がんを含めた健康に関する教育を推進するものとする。

(がんの予防の推進)

第7条 県は、関係機関と協力し、がんの予防に資するため、次に掲げる施策を推進する。

- (1) 喫煙、食生活、飲酒、運動などの生活習慣や生活環境が健康に及ぼす影響など、がんの予防に関する情報等の普及啓発
- (2) 受動喫煙防止のため、たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約を順守するとともに、健康増進法(平成14年法律第103号)第25条の努力義務を有する全施設、その他の多数の者が利用する施設における全館禁煙と敷地内禁煙
- (3) 健診・検診実施機関及び企業等において、喫煙者に対して禁煙支援と研修の実施
- (4) 小中学校、高等学校におけるがんの予防につながる学習活動の充実
- (5) 子宮頸がん撲滅に向けた施策として、子宮頸がん予防ワクチン接種推進および子宮頸がん検診に対する科学的知見に基づいた情報の収集および提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県内におけるがんの予防のための必要な施策

(早期発見の推進)

第8条 県は、市町村及び関係機関と協力し、がんの早期発見に資するため、次に掲げる施策を推進する。

- (1) がん検診の精度管理体制の充実及び精度管理指標の公表
- (2) がん検診受診率の向上のための、市町村等あらゆる分野と連携した施策
- (3) がん検診精密検査受診率向上のための施策
- (4) がん検診に携わる医療従事者の資質の向上を図るための研修

(がん医療の充実)

第9条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切な医療を受けることができるようにするとともに、県民に質の高いがん医療を提供するため、次に掲げる施策を推進する。

- (1) がん診療連携拠点病院の整備
- (2) がん診療連携拠点病院と連携する病院等の整備
- (3) 前2号に掲げる病院とその他の医療機関等との役割分担及び連携の強化および情

報公開

- (4) 放射線療法及び化学療法の推進
- (5) がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域での療養を選択するための在宅医療及び介護の提供体制の整備
- (6) 手術、放射線治療、化学療法、緩和ケアその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保
- (7) 前各号に掲げるもののほか、県内におけるがん医療の向上のために必要な施策

(女性に特有のがん対策の促進)

第10条 県は、女性に特有のがん対策に資するため、次に掲げる施策を推進する。

- (1) がんにかかりやすい年齢を考慮したがんの予防に関する正しい知識の普及啓発
- (2) 女性に特有のがんに係る検診の受診率の向上のための施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、女性に特有のがん対策を推進するために必要な施策

(肝炎肝がん対策の推進)

第11条 県は、肝炎肝がん対策に資するため、次に掲げる施策を推進する。

- (1) 肝炎ウイルス検診の受診率の向上のための、市町村と連携した肝炎ウイルス検診の実施
- (2) 肝炎ウイルス陽性者に対する相談支援・診療体制の充実
- (3) 前2号に掲げるもののほか、肝炎肝がん対策を推進するために必要な施策

(小児がん対策の充実)

第12条 県は、小児がん対策を充実するため、次に掲げる施策を推進する。

- (1) 小児がんの実態把握の強化
- (2) 小児がん診療に関わる医療関係機関間の連携及び協力の促進
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県内における小児がん医療向上のために必要な施策

(緩和ケア及び在宅医療の推進)

第13条 県は、がん患者の身体症状の緩和や家族を含めた精神的心理的苦痛の軽減等を目的とした治療の初期段階から行う緩和ケアや、がん患者の意向を踏まえた地域での医療環境充実を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 緩和ケア病棟及び緩和ケアチームの整備の促進
- (2) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成
- (3) がん患者の状況に応じた治療の初期段階からの緩和ケアの推進
- (4) 在宅で緩和ケアを含む療養を受けることができる体制整備の支援
- (5) 緩和ケアに関する関係機関及び関係団体との連携の強化
- (6) 前各号に掲げるもののほか、緩和ケア及び在宅医療の充実のために必要な施策

(がん登録の推進)

第14条 県は、効果的かつ総合的ながん対策の実現に向けて、精度の高い地域がん登録

の推進のため、次に掲げる施策を講ずる。

- (1) 人口動態情報、住民基本台帳を活用した地域がん登録事業を推進するための施策
- (2) 地域がん登録への医療機関の連携の強化
- (3) 地域がん登録に関する県民への情報提供、広報の強化
- (4) 前3号に掲げるもののほか、がん登録の推進とがん対策への応用のために必要な施策

2 前項の施策を講ずるに当たっては、登録された情報がその利用目的の達成に必要な範囲を超えて用いられることがないようにする等、がん患者にかかる個人情報の保護が適切に講じられるようにしなければならない。

(患者等の負担の軽減)

第15条 県は、がん患者の療養生活の質の維持向上及びがん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安その他のがんに伴う負担の軽減に資するため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がん患者及びその家族等に対するセカンドオピニオン（診断又は治療に関して担当医師以外の医師の意見を聞くことをいう。）を含めた相談体制の充実強化
- (2) がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体が行うがん患者の療養生活及びその家族に対する活動の支援
- (3) がん患者の治療中を含めた労働環境の整備等、がんを理由に不利益をこうむらない環境の推進
- (4) 前3号に掲げるもののほか、がん患者の療養生活の質の維持向上及びがんに伴う経済的負担の軽減に関し必要な施策

(山梨県がん対策推進委員会)

第16条 がん対策に関し、次に掲げる事項を処理するため、山梨県がん対策推進委員会を置く。

- (1) がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議すること。
- (2) がん対策の推進に関する施策の実施状況について、定期的に検討を加え、必要に応じて調査し、知事に意見を述べること。

2 委員は、がん患者及びその家族等で構成される民間団体を代表する者、保健医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、教育機関関係者等その他適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(県民運動の推進)

第17条 県は、保健医療関係者、がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体、民間企業と幅広く連携し、がん対策に対する県民の理解と関心を深めるための取組を推進するものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(施策の見直し)

第20条 知事は、がん対策の推進に関する施策の実施状況について、定期的に検討を加え、見直し等必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。